

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「育成就労法案（永住許可制度の適正化）」
著者 / 所属	後藤 雅貴 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	37-39
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

育成就労法案（永住許可制度の適正化）

1. 育成就労法案の提出

「長年の課題を、歴史的決着に導きたい」。

令和4年7月29日、古川法務大臣（当時）は、閣議後の記者会見において、このように決意を述べ¹、人権侵害や失踪者の発生など数々の問題が指摘されてきた外国人技能実習制度の見直しについて、強い意欲を示した。

その後、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」での約1年にわたる議論を経て、最終報告書²が小泉法務大臣に提出された。この最終報告書を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」³（以下「政府の対応」という。）が決定され、令和6年3月15日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第59号。以下「育成就労法案」という。）が閣議決定を経て、国会提出となった。

ところが、有識者会議の最終報告書に取り上げられていなかった「永住許可制度の適正化」が政府の対応に盛り込まれ⁴、提出された育成就労法案においても、入管法に規定する義務を遵守せず、故意に公租公課の支払をしない等の永住者の在留資格を取り消すことができる旨の具体的な改正規定が入ったことで、波紋が広がっている。

2. 育成就労法案の概要

育成就労法案は、入管法の改正（1条）、技能実習法の改正（2条）、及び施行期日、経過措置、準備行為等（附則）によって構成される。

入管法の改正は、①技能実習に代わる新たな在留資格「育成就労」の創設、②特定技能制度の適正化、③不法就労助長罪の厳罰化、④永住許可制度の適正化の4点について整備することを主な内容とする。

技能実習法の改正は、①育成就労制度の目的を定め、政府が基本方針及び各分野の受入れ見込数を定める、②個々の外国人に用意される育成就労計画の認定制度を設け、本人の

※ 本稿は令和6年4月12日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスも同日）。

¹ 法務大臣閣議後記者会見の概要（令4.7.29）〈https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00324.html〉

² 「最終報告書」（令5.11.30 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>〉

³ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令6.2.9 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001412483.pdf>〉

⁴ 政府の対応の本文中「6 その他」の最後の項目に「育成就労制度を通じて、永住に繋がる特定技能制度による外国人の受入れ数が増加することが予想されることから、永住許可制度の適正化を行う」とある。

意向による転籍を認める、③これまでの監理団体に代え、設置要件を厳格化した「監理支援機関」を新設し、また、外国人技能実習機構に代わる認可法人「外国人育成就労機構」を設立する、④農林水産業等の季節性のある分野においては、派遣形態による育成就労を認める、等の規定が盛り込まれた。

なお、育成就労法案に直接規定される事項ではないが、政府は、育成就労制度で外国人が従事できる業務の範囲を現行の技能実習制度より幅広いものとし、特定技能制度における業務区分と原則一致させることを予定している。このことにより、令和元年に導入された特定技能制度との間に一貫性を持たせ、外国人にとってはキャリアアップの道筋が明確化され、結果として長期間産業を支える人材を確保できる、と説明されている。

3. 永住許可制度の適正化

育成就労法案の永住許可制度の適正化に関する改正箇所は、入管法の改正中に4か所ある。すなわち、①永住許可の要件に、入管法に規定する義務の遵守、公租公課の支払等を加える(22条の改正規定)、②永住者が入管法に規定する義務を遵守せず、故意に公租公課の支払をしないこと、又は刑法等により拘禁刑に処されたことをもって在留資格を取り消すことができる(22条の4の改正規定)、③②の事実の判明により永住許可の取消しをする場合、法務大臣が職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする(22条の6の改正規定)、④国又は地方の公務員が在留資格の取消し要件に該当すると思料する外国人を通報することができる(62条の2の改正規定)、以上の内容の改正である。

法案が成立し、施行されたとすると、永住外国人が故意に公租公課の支払をしないなど永住要件を満たせない状況に陥った場合、公務員の通報を端緒として、永住者としての在留資格の取消手続が始まり、意見聴取や調査を経た後に、永住者の在留資格のまま引き続き在留か、期限のある他の在留資格へ変更となるか、在留資格を取り消され出国させられるか、以上3つのうちいずれかの結果が待つこととなる。

4. 永住許可制度の適正化に対する評価

永住許可制度の適正化に対し、当事者である永住外国人からは、「常に強制送還の不安にさいなまれながら暮らすことになる」との懸念⁵が表明されている。

また、日本弁護士連合会は、3月7日付で会長声明⁶を公表しており、「日本の永住許可制度の運用は厳しく、原則10年以上の在留、安定した収入があること、税金や社会保険料の滞納のないことなどが厳格に審査されている。このような厳しい審査を経て永住許可を受けた者について、失業などにより税金や社会保険料が支払えない、あるいは退去強制事由に該当しない程度の刑罰法令違反を行ったなどの事由が生じた場合には、差押えや刑罰等の制裁などの不利益を課すことが既に可能である。これに加えて、本人や家族の安定し

⁵ 『東京新聞』(令6.3.25)

⁶ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方並びに新たな永住資格取消し制度の導入に関する政府方針に対する会長声明」(令6.3.7 日本弁護士連合会) <<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240307.html>>

た在留基盤を奪う可能性のある規定は設けるべきではない。(中略)「永住許可制度の適正化」は、特定技能の在留資格から永住者となる者に限らず、日本を終の棲家とし、あるいはしようとする外国籍者に甚大な影響を与えるものであって、その立法事実の有無等が慎重に検討されるべきものである」との評価を示している。

5. 永住許可制度の適正化に関する法務大臣の説明

上記のように、永住許可制度の適正化に対しては、否定的な評価が見られるが、小泉法務大臣は、これまでの記者会見において、以下のように説明している。

「自民党から、永住許可制度の適正化を検討するという提言⁷を頂きました。多くの就労者を日本が受け入れる。だけど今度は、それで全体の秩序等が保たれるのかという、またそのバランス論から自民党もこういう提言を出してきているのだと思います。もともと「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」⁸の中に、これに該当する項目として提起されている箇所があります。許可後に公的義務を履行しなくなる等、要件を満たさなくなったと思われる事案について、取消しを含めて対処できる仕組みを構築するというような項目があります」⁹。

「育成就労あるいは特定技能を通じて、永住者として生活される方にここが増えていく可能性が高まってきているので、そこにある問題についてはあらかじめきちんと対応すべきではないか。それは永住者を押さえつけるかのように見えますが、長い目で見たときにその不適切な永住者の在り方をそのまま放置すると、日本の社会全体が永住者を受け入れなくなってしまいます。きちっと対応することによって、むしろ中長期的にはより多くの永住者を受け入れることにつながるというふうに私は思っています」¹⁰。

6. 育成就労法案の審議の行方

育成就労法案の焦点は、永住許可制度の適正化のほかにも、政府の対応に挙げられている外国人の人材確保、人材育成、人権保護、労働者としての権利性の向上、関係機関の在り方等、各論的な項目が多岐にわたる。また、それらの議論の前提として、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策といった総論的な議論も欠かせない。

今後の育成就労法案の審議において、果たして長年の課題に歴史的決着を付けることができるかどうか、その行方が注目される。

ごとう まさたか
(後藤 雅貴・法務委員会調査室)

⁷ 「技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言」(令5.12.14 自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会) <https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207230_1.pdf>

⁸ 「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すもの。 <https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html>

⁹ 法務大臣閣議後記者会見の概要 (令6.2.6) <https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00484.html>

¹⁰ 法務大臣閣議後記者会見の概要 (令6.2.9) <https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00485.html>